

平成 28 年度（2016 年度）事業計画書

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から
平成 29 年（2017 年）3 月 31 日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

1. 基本方針

アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール（PSC）の地域協力に関する合意（東京MOU）に基づく事務局の運営並びにPSCに係る職員の研修等の企画及び実施に係る事業を的確に行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与する。

2. 各事業の計画

1) 東京MOUに基づく事務局の運営

① 委員会の準備、文書の回章及び報告

2016年10月にオーストラリアにおいて開催される第27回PSC委員会及び第10回技術作業部会に向け、資料の作成等準備作業を的確に行い、円滑な会議運営を図る。委員会終了後は速やかに報告書を作成し、次回までの検討課題等を明確にするとともに、当該課題を検討するためのインターネット会議の管理/運営を行う。

② IMO、他地域MOU等との調整

IMO（国際海事機関）、パリMOU等他PSC地域組織の会合等に出席し、東京MOUの活動状況を紹介するとともに、大臣会合の準備、検査基準の調和、技術協力等について協議する。

また、2018年4月に予定されるPSC大臣会合に向け2016年9月にカナダで開催されるハイレベル会合に出席し大臣宣言案のとりまとめを行う。

さらに、必要に応じ、PSCに関係するアジア太平洋地域の国際組織の会合に出席し情報交換を行うとともに、東京MOU未加入の国々に対し加入を呼びかける。

③ 情報収集及び提供

PSC委員会の決定事項やPSCに関する各種年間データを取りまとめた2015年の年次報告書を作成、関係者に配布するとともに、国際版ホームページ（HP）上で一般に公表する。

また、PSCデータベース、航行停止処分リスト等PSCに関する最新情報をHPによりタイムリーに一般に提供する。さらに、メンバー等のみがアクセスできる部内ページを通じ、会議や研修等に関する情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

域内PSC情報システム（APCIS）に関する改良について、APCIS管理者と検討を進める。

④ 域内でのPSCの円滑な実施

PSCマニュアルを条約改正等に対応し、逐次改訂する。また、PSC職員が留意すべき事項等を周知する文書（Note of Attention）を適宜発行する。本年度は、海上人命安全条約等の改正に伴うマニュアル改訂を行うとともに、旅客船に関する検査ガイドライン等の検討を進める。

⑤ 旗国格付の見直しに関する調査

前年度に引き続き、統計学の専門家の協力を得て旗国格付に係る問題点について解決策を調査する。

2) P S Cに係る職員の研修等の企画及び実施

① 一般研修

2016年8～9月、初級や再教育が必要なP S C検査官を対象に、座学及び船上訓練で構成する4週間の研修を日本で実施する。本コースには、I M Oの資金負担による他地域M O Uからの研修生も受け入れる。研修生は約20名を予定し、途上国研修生約9名に旅費等を支援する。

② セミナー

2016年9月から実施される集中検査のガイドライン徹底、P S Cに関する最近の問題の周知等のため、本年7月にインドネシアにおいてセミナーを開催する。約20カ国・地域から約30名の参加を予定しており、途上国参加者約11名に旅費等を支援する。

③ 専門家派遣

途上国からの要請を踏まえ、各国の実情に対応した専門家を派遣し、研修を実施する。本年度は、6カ国程度への派遣を予定しており、専門家の派遣旅費等を負担する。

④ 検査官交流

域内P S Cの調和を促進するため、各国間での検査官の交流を企画・実施する。本年度は約10名を予定し、旅費等を支援する。

⑤ 中東M O U支援

発展途上P S C地域組織に対する技術支援を推進すべきとの大臣会合宣言を踏まえ、中東M O Uへの支援を実施する。日本財団の助成により、専門家の派遣旅費等を負担する。

⑥ 隣接M O U支援

日本財団の支援により2009～2011年度にインド洋M O Uへ専門家を派遣し研修を実施した。その後、インド洋M O Uは研修の重要性を認識、自己資金を調達し研修を開始したが、専門家については東京M O Uから引き続き派遣してほしいとの要請を受け派遣を継続している。2016年度は、I M O資金を活用しイランでの研修を予定している。

⑦ 研修生等データベース (D B)

各種研修等の参加者、その者の職歴等をD Bに収納し、研修参加者の選定、研修の企画立案等に活用する。また、欠陥写真をD Bに収納し、研修教材の作成等に活用する。

3) 管理業務

① 公益法人関係基準の遵守

昨年度、内閣府の立入検査を受け、特段の問題は無いとされた。今後とも、公益法人関係基準を遵守し適正な運営に努める。

② 財産の運用

最近の国内金利の低下の影響を緩和するため、資金管理規程を遵守しつつ運用の選択肢を広げる。